

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和3年第18回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 今井 好美		
日 時	令和3年5月31日（月） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	<p>出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、岩田典之委員、石井恵子委員、植村 博委員、徳本光香委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 長谷川議長、伊藤副議長</p> <p>議会事務局 石井事務局長、今井主査、小原主事 執行部 笠井市長、中村総務部長、高山総務課長</p>		
【会議の概要】			
議題			
<p>(1) 令和3年第2回白井市議会定例会について</p> <p>① 提案予定の議案等について</p> <p>② 会期日程及び議事日程について</p> <p>(2) その他</p>			
《決定事項等》			
<p>(1) 令和3年第2回白井市議会定例会について</p> <p>○会期は、6月7日から6月29日までの23日間。</p> <p>○議事案件は、報告7件、議案5件。一般質問は16人 24項目の質問。</p> <p>○一般質問日及び人数は、6月10日に6人、6月11日に5人、6月15日に5人。</p> <p>○請願、陳情は、無い。</p> <p>○今期定例会に上程される議案の付託委員会は、「議案付託表」のとおり。</p> <p>○総務常任委員会を6月17日から6月21日に、都市経済常任委員会を6月21日から6月17日に変更する。</p> <p>○大綱的質疑通告は6月10日（木）正午までに提出。</p>			
<p>(2) その他</p> <p>○局長より、タブレットの予算について説明。</p> <p>○局長より、議場のWi-Fiの状況について説明。</p> <p>本日は工事後の検査をしている。開通したら改めて事務局よりお知らせする。</p> <p>○議案のデータ配布について説明。定例会開会後は、事務局職員が送付するいとまがないため、定例会終了後の配布で了承願いたい。（委員了承）</p>			

白井市議会運営委員会

日時：令和3年5月31日（月）

午前10時

場所：白井市役所本庁舎4階

大委員会室

(00:03:50～00:53:44)

○石井議会事務局長 おはようございます。本日は、早朝より御参加いただきましてありがとうございます。会議に先立ちまして、血脇委員長より御挨拶をお願いいたします。

○血脇委員長 皆様おはようございます。このところ温かい日が続いていて、気温が夏日というような状況になっています。ただ、非常に天候が安定せず、遠くのほうで雷鳴が聞こえたりだとか、突然雨が降り出したりだとか、このような状況になっております。皆様、コロナについて、感染しない、させないを含めまして、体調管理等には十分御留意いただきたいと思います。

また、緊急事態宣言が延長と、それから、まん延防止等重点措置と、これ千葉県内の12の市が、さらにまた延長ということになってございます。そういう中で、6月から白井市議会も定例会が始まるわけですが、再度になります、体調管理等、十分御留意いただき6月定例会を迎えたいと思いますので、どうぞ皆様よろしくお願いをいたします。

○石井議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さんおはようございます。コロナの現状、状況につきましては、この後、全協で詳しい市内の感染状況と、それに伴う対応について説明をさせていただきたいというふうに思います。

本日は、お忙しい中、令和3年第2回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。第2回市議会定例会は、6月7日月曜日、午前10時に招集させていただきますので、よろしくお願いいたします。先ほど委員長のほうからありましたが、緊急事態宣言が延長になりました。それに伴って、感染予防対策を引き続きお願いしたいというふうに思っております。

市から提案いたします案件は、報告につきましては、専決処分について2件、令和2年度の継続費繰越計算書について2件、令和2年度の繰越明許費繰越計算書、建設改良費繰越計算書及び事故繰越し計算書についての各1件の合わせて7件になります。議案につきましては、専決処分の承認を求めることについての2件、押印等の見直しに伴う関係条例の整備、白井市国民健康保険条例の一部改正、令和3年度白井市一般会計補正予算（第3号）の合わせて5議案となります。詳細につきましては、本日初めてのデビュー戦ですが、新しい総務課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○石井議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公

務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、血脇委員長にお願いいたします。

○血脇委員長 ただいまの出席は9名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和3年第18回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりでございます。

それでは、議題1、令和3年第2回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等についてを議題といたします。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

高山総務課長。

○高山総務課長 改めまして、おはようございます。令和3年第2回白井市議会定例会に市が提案いたします案件について御説明をいたします。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきたいと思っております。

報告案件は、専決処分について2件、令和2年度予算の繰越しに係る繰越計算書の報告が5件ございまして、合わせて7件でございます。

議案といたしまして、専決処分の承認を求めるものが2件、押印等の見直しに伴う関係条例の整備など条例改正が2件、予算関係は一般会計補正予算（第3号）の1件で、合わせまして5議案となっております。報告と議案を合わせました案件数は、全部で12件となります。

それでは、配付しております令和3年第2回市議会定例会議会運営委員会の資料に沿って、議案等の提案理由及び概要について御説明いたしますので、資料のほうを御覧ください。

1 ページ目になります。

報告第1号と報告第2号につきましては、関連をいたしますので、併せて説明をさせていただきます。所管課は保険年金課になります。報告第1号、議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定について、令和3年3月31日に専決処分を行ったので、報告するものでございます。

内容は、相手方、白井市在住の個人となりますが、相手方が社会保険の任意継続保険料と国民健康保険税額を比較するため、保険年金課窓口において、相手方の令和2年度分の国民健康保険税額の試算を行った際、非自発的離職に伴う対象所得の軽減について、本来であれば、給与所得のみ軽減を行うところ、誤って譲渡所得を含む全所得を対象に軽減を行ってしまったため、実際の賦課額よりも過少に算定され、相手方がこれを信じて国民健康保険に加入した結果、令和2年9月から令和3年3月までの7か月間における国民健康保険税額と社会保険任意継続保険料の差額が相手方の損害となったものでございます。

損害の相手方は、白井市在住の個人となります。損害賠償の額は10万7,072円。示談日は令和3年3月31日となっております。

関連します報告第2号、こちらにつきましては、議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の和解について、令和3年3月31日に専決処分を行ったので、報告を行うものでございます。

内容は、今ほど御説明いたしました市が支払った賠償額について、市と窓口等業務委託事業者との間において、和解を成立させたものでございます。和解の相手方、パーソルテンプスタッフ株式会社。和解の条件、市の過失割合3割、相手方の過失割合7割とする。相手方は市に対し、7割分に当たる金7万4,950円を支払う。本件示談のほか、市と相手方には、一切の債権債務関係がないことを確認する。示談は令和3年3月31日に行っております。

以上、報告1号、2号につきましては、午後の全員協議会で改めまして御説明をする予定でございます。

続きまして、報告第3号から報告第7号まで、こちらは、毎年6月定例会におきまして、予算の繰越しに係る計算の報告を行うことになっております。そちらに関する繰越計算書等の報告になっております。

報告第3号、所管課は財政課となります。令和2年度白井市一般会計継続費繰越計算書について、下記事業の令和2年度以前の年割額の執行残額を令和3年度に繰り越したので報告するものです。事業は、以下の二つの事業、健康プラン策定事業、環境基本計画策定事業、二つの事業の執行残の繰越しになっております。

続きまして、報告第4号、所管課は上下水道課となります。継続費繰越計算書について、令和2年度白井市水道事業会計継続費繰越計算書について、下記事業の令和2年度以前の年割額の執行残額を令和3年度に繰り越したので報告するものでございます。事業は、白井市水道事業創設及び第一次拡張事業となっております。

続きまして、報告第5号、所管課は財政課となります。繰越明許費繰越計算書については、令和2年度白井市一般会計繰越明許費繰越計算書について、下記事業が令和2年度内に完了しなかったため、事業費を令和3年度に繰り越したので報告するものでございます。

一覧がついております。全部で27事業ございますので、詳細の説明は省かせていただきますが、全体27事業のうち、三つに分類いたしますと、新型コロナに関係します繰越しが27の事業のうちの12事業ございます。合計額が1億3,130万5,000円となっております。

それから、国の補正予算等に伴います令和3年度事業の前倒し実施に伴う繰越しが、全部で5件ございます。合計金額を申し上げますと、4億5,041万9,000円となっております。

それから、それ以外は、事業完了ができなかった未完成の事業になります。全部で10事業あります。合計額は3億8,079万3,277円。

以上、三つの分類の合計額といたしまして、9億6,251万7,277円が合計額となっております。

ます。

続きまして、報告第6号、所管課は上下水道課となります。建設改良費繰越計算書については、令和2年度白井市下水道事業会計建設改良費繰越計算書について、下記事業の令和2年度の年割額の執行残額を令和3年度に繰り越したので報告をするものでございます。

三つの事業がございまして、一つ目が、雨水幹線管渠築造工事委託（神崎20号7工区）というところで、場所は、富士に向かって流れます用悪水路の部分の工事の委託になります。

それから、2番目が白井第3中継ポンプ場第3号機交換工事。こちらは、第三小学校のちょうど入り口にありますポンプ場のポンプで、3号機の交換工事の繰越しになっております。

最後が、污水管実施設計業務委託。こちらは河原子地先の污水管の実実施設計業務の委託となっております。

続きまして、報告第7号、所管課は上下水道課となります。事故繰越し繰越計算書については、令和2年度白井市下水道事業会計事故繰越し繰越計算書について、下記事業が令和2年度内に完了しなかったため、事業費を令和3年度に繰り越したので報告するものでございます。

事業名が、し渣撤去緊急工事（R2）となっております。繰越額が994万9,500円となっておりますが、こちらは昨年度の大雨によりまして、七次のポンプ場の周辺で溢水がありました。その溢水した際のし渣、し渣は、ごみのようなものなのですが、そちらの撤去工事が完了しなかったことから、令和3年度に繰り越すという内容となっております。

以上が、報告案件の7件となります。

続きまして、議案第1号、専決処分（白井市税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、所管課は課税課となります。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、白井市税条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、専決処分したため、その承認を求めるものでございます。

主な改正内容は三つあります。

一つ目が、個人の住民税に関しまして、住宅借入金等特別税額控除の特例について、所得税における控除期間を13年間とする特例措置の適用期限が2年間延長されたため、個人住民税も合わせて延長をするものでございます。

2点目が、固定資産税に関しましては、令和3年度評価替えに伴う土地の負担調整措置を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置により課税標準額が上昇する土地について、前年度の賦課標準額に据え置く措置を規定するものでございます。

3点目が、軽自動車税に関しまして、環境性能割の臨時的軽減措置を9か月間延長するものでございます。

以上が、議案第1号の改正内容となっております。

議案第2号、専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求める

ことについて、所管課は課税課となります。先ほどの議案第1号と関連いたします。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、白井市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じ、専決処分したため、その承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、固定資産税と同様に、令和3年度評価替えに伴う土地の負担調整措置を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置により課税標準額が上昇する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第3号、押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、所管課は収税課、産業振興課、議会事務局、総務課となります。行政手続における市民の負担軽減を図るため、関係4条例について、押印手続の廃止を行うものでございます。

改正する条例は四つございます。総務課所管の職員のサービスの宣誓に関する条例、産業振興課所管の白井市火入れに関する条件、収税課所管の白井市固定資産評価審査委員会条例、議会事務局所管の白井市議会政務活動費の交付に関する条例の4件となります。施行期日につきましては、公布日施行としてございます。

続きまして、議案第4号、白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保険年金課となります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、附則に規定する新型コロナウイルス感染症の定義を改め、また、国民健康保険の被保険者とすることが適当ではない事例において適用除外とする規定を整備するものでございます。

主な改正内容は二つございます。1点目が新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、同法から、本条例が引用している新型コロナウイルス感染症の定義規定が削除されたため、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義規定を改めるものでございます。

2点目、児童福祉施設に入所等をしている児童であって、扶養義務者のないものについて、国民健康保険被保険者の適用除外とする規定を整備するものでございます。施行期日は公布の日としております。

最後になります。議案第5号、令和3年度白井市一般会計補正予算（第3号）について、所管課は財政課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,399万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億3,821万8,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、一つ目が、こちらについても午後の全協で説明いたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市民等支援に要する経費を計上するものでございます。

2点目は、こちらにも午後の全協で御説明いたします。低所得のひとり親世帯以外の子育

て世帯に対し、その事情を踏まえた生活の支援を行うため、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」の給付費及び事業費を計上するものでございます。

三つ目、都市公園施設長寿命化の工事費について、国の防災・安全交付金の令和4年度事業の前倒しの内示があったため、所要額を計上するものなどがございます。

地方債といたしまして、公共施設保全事業等3事業の限度額の増額を行うものでございます。

以上で、今議会定例会に提案いたします議案内容の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○血協委員長 以上で説明が終わりました。

ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

石井委員。

○石井委員 声が出るようになりました。ありがとうございました。

一番最初の報告1号の専決処分について、もう少し詳しく御説明いただければと思うのですが。分からないことが、まず一つ。差額というのは、この市民の方が損をしてしまった金額が、賠償金額10万7,072円と全く一致するのかどうかというところとか、あと、この案件が発覚したのは、市民の方のほうから声が上がったのかどうか、何をもって、これが確定したのかというのですかね。そこら辺をもう少し詳しく教えていただきたい。

○血協委員長 石井委員よろしいでしょうか。総務課長、この件について、今この場は議運です。議員皆さんに、ある程度、今、石井委員の言われたところは伝えられたほうがいいのかと思うのですが、例えば全協の席でこの件について報告ですとか、そういうことは可能なのでしょうか。

○高山総務課長 今日、午後に予定しています全協で、概要については、担当課である保険年金課のほうから御説明はする予定ではございます。

○血協委員長 分かりました。

石井委員、全協の席の御説明ということでよろしいでしょうか。

○石井委員 はい、結構です。

○血協委員長 それでは、全協の席でこのあたりについて、もうちょっと詳細に説明をお願いしたいと思います。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○血協委員長 それでは、補足説明がないということですので、総務部長、総務課長は退席となります。御苦労さまでした。

それでは次に、議会事務局より、請願・陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明をお願いいたします。

石井事務局長。

○石井議会事務局長 それでは、請願・陳情、一般質問について御説明いたします。

請願及び陳情につきましては、今定例会審査に係る提出はございませんでした。したがって、お手元に資料等はございませんので、御了承ください。

続きまして、一般質問につきまして、お手元に配付の一般質問通告書を御覧いただきたいと思っております。1枚開いていただきまして、一覧のとおり、今回16名の議員さんから24項目の通告を頂いているところでございます。

以上でございます。

○血協委員長 以上で、事務局長より説明が終わりました。

ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○血協委員長 それでは次に、議長より、議案の付託委員会について説明をお願いいたします。

長谷川議長。

○長谷川議長 それでは、お手元に配付されています付託表のほうを御覧いただきたいと思っております。今回、議案が少ないのですけれども、付託（案）という表のとおり、それぞれの委員会に付託をしたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

○血協委員長 ただいま議長より説明がありました議案の付託委員会（案）というものがお手元にはございますが、これについて御意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○血協委員長 意見はないものと認めます。

それでは次に、議題（1）②の会期日程及び議事日程についてを議題といたします。

事務局長より、会期日程（案）及び議事日程（案）について説明を求めます。

石井事務局長。

○石井議会事務局長 それでは、初めに会期日程（案）について説明させていただきます。お手元に配付の会期日程（案）を御覧ください。

会期につきましては、6月7日から6月29日までの23日間としております。

初めに、6月7日につきましては、既に5月15日で任期が満了となっていることから、常任委員の選任、議会運営委員の選任、そして諸般の報告の後、報告第1号から報告第7号及び議案第1号から議案第5号についてまで一括上程、提案理由の説明、報告、議案内容の説明となります。

一般質問につきましては、6月10日に6名、11日に5名、15日に5名でお願いしたいと思っております。なお、6月10日の正午は、議案の大綱的質疑の締切りとなります。

次に、6月16日につきましては、議案第1号から第5号までの質疑、委員会付託を行います。

6月17日は総務企画常任委員会、18日は教育福祉常任委員会、21日は都市経済常任委員会の開催をお願いしたいと思います。

そして、6月29日を最終日として、各常任委員会に付託された議案について、各委員長による審査経過及び結果報告に対する質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

以上が会期日程（案）でございます。

続きまして、議事日程になります。お手元に配付の議事日程（案）を御覧いただきたいと思ひます。

会期中に議題となる案件といたしましては、日程第1、会議録署名議員の指名から会期決定、常任委員の選任、議会運営委員の選任、諸般の報告、報告7件、議案5件、一般質問となります。

以上で、議事日程（案）の説明となりますが、本定例会におきまして、正副議長の選挙の予定がございます。お手元に配付をいたしました辞職の許可から正副議長の選挙の流れというペーパーを御覧いただきたいと思ひます。

議長の辞職願が出された場合につきましては、議会の許可が必要になります。副議長の場合は、閉会中は議長の許可ですが、開会中は議会の許可が必要になります。この関係がございまして、先例に従いまして実施をしていきますと、開会いたしまして、日程第2、会期の決定が終わった段階で暫時休憩を取らせていただきます。休憩中に辞職願が提出をされます。議長の選挙が実施をすることになります。この場合の進行は、副議長の進行で進めることとなります。

まず、休憩を再開いたしますと、議長の辞職の件を追加日程第1として、直ちに議題とすることをよろしいかということをお諮りいたします。異議がなければ、追加日程第1として、まず議長の辞職の許可を議題といたします。議長は退場になります。辞職の許可が決定をいたしましたら、議長に戻っていただきまして、議長の選挙を追加日程第2として、直ちに議題とすることをお諮りいたします。直ちに選挙を行うことを決定いたしましたら、選挙に先立ち、所信表明を実施いたします。所信表明が終わりましたら、追加日程第2、議長の選挙を議題といたしまして、投票、開票、当選の告知、新議長の登壇、挨拶という流れになります。

この段階で議長の挨拶が終わりましたら、暫時休憩を取りまして、休憩中に副議長から辞職願が提出されます。副議長選挙の所信表明につきましては、この段階まで受け付けることが可能になります。再開いたしますと、副議長の選挙につきましては、新議長の進行で行うこととなります。以下の手順は、議長選挙と同じでございます。

裏面を御覧ください。副議長の選挙が終わりましたら、暫時休憩とさせていただきます。休憩中に全員協議会を開きまして、まず常任委員の選任をしていただくこととなります。常任委員の指名表が作成できましたら、改めて全員協議会で説明をさせていただき、再開という流れになります。

直ちに、正副議長の選挙に伴いまして議席の一部変更が生じますので、再開後、追加日程第5として、議席の一部変更をお諮りいたします。そこで議席の変更をしていただき、新しい座席に移動をしていただきまして再開させていただきます。

そして、日程に戻りまして、日程第3、常任委員の選任について。これは議長より指名表の配付により指名をさせていただきます。指名後、正副委員長互選のため暫時休憩となります。この間に、正副委員長の選出並びに議会だより編集会議委員2名を選出していただけだと思います。

また、常任委員長の選出を待ちまして、議会運営委員の選任届の提出をお願いしたいと思います。事務局のほうで議会運営委員の指名表の作成をさせていただきます。

再開後、議会運営委員の選任についてを議題といたしまして、議長より指名表の配付による指名、そして、正副委員長互選のため休憩を取らせていただき、委員長・副委員長が決まった段階で再開、報告をさせていただきます。ここで日程第5、諸般の報告に戻りまして、以下、当日の次第に戻る形になります。

以上が議長選挙の流れでございますが、所信表明の申出書につきましては、開会日の2日前までに提出することになっております。今回、土日の関係がございますが、所信表明の締切りは6月3日木曜日、5時までに事務局に提出をお願いしたいと思います。届け出状況は締切り後、全議員にメールでお知らせをさせていただきます。仮に届け出がない場合につきましては、当日まで受付を認めることになっております。

また、副議長への立候補につきましては、議長選挙の結果を見てから申し出ることも可能でございます。議長選挙終了後に休憩を取りますので、その段階で立候補を示していただけだと思います。

以上が議長選挙の流れでございます。よろしくお願ひいたします。

○血協委員長 ただいま説明のありました会期日程（案）及び議事日程（案）について、質疑はございますか。

岩田議員。

○岩田議員 質疑ではなくて、意見ですけれども、いいですか。

○血協委員長 はい。

○岩田議員 会議日程（案）のほうなのですけれども、6月7日の初日、各常任委員会常任委員が決まります。通常であれば、これでいいと思うのですけれども、新しく自分の常任委員会所属が決まるわけですから、確かに議案が少ないとはいっても、資料請求とかいろいろ調べる関係があるので、できれば一般質問の後か委員会付託の後に、1日休会日を入れてはどうかと思います。

以上です。

○血協委員長 ただいま岩田委員のほうから、常任委員会の委員が新しく構成されるということで、議案審査のために資料の請求等があるので、一般質問の後でもいいから、休会

日を1日設けたらというような御意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

石井委員。

○石井委員 これは事務局にお尋ねしますが、それは日程的に可能なのですか。

○血脇委員長 石井事務局長。

○石井議会事務局長 当初の予定では、6月30日を閉会とさせていただいたところですが、一般質問が3日になるというところで、委員長報告の作成期間等を考慮しますと、6月29日がぎりぎりというところがございます。実は、30日の日に印西環境の予定とちか合っている関係で、30日は避けたかったというのがございまして、29日にさせていただいたところです。現状で、もう1日休会日を作るとなりますと、30日は予定がありますので、7月1日閉会になってしまうのかなというところは感じております。

以上です。

○血脇委員長 石井委員。

○石井委員 閉会日のことは分かりました。でなくて、6月16日から閉会日までの間に、1日休会を持つような時間的余裕はありますかということなのですけれども。

○血脇委員長 先ほど岩田委員のほうからあったのは、一般質問の途中、もしくは後でもいいから、1日休会日を設けたらというような御意見だったのかなと思うのです。15日に一般質問が終わります。16日が委員会付託の日になっていて、すぐ総務企画の常任委員会が翌日に開催されるので、1日、この間に休会の日を設けたらということだったのかなと捉えておるのですが、局長、このあたり、例えば総務の常任委員会を金曜日に、教育と都市経済を月、火に移行するとか、そういうことというのは、調整は可能なのでしょうか。

そういうことですね。

○石井委員 はい。

○血脇委員長 石井事務局長。

○石井議会事務局長 休会日をもう1日増やすことは可能でございますが、最後の委員会から中5日空けていただくという委員長報告作成のために、事務的な部分が出てきてしまうというところが御理解いただければ、可能でございます。

○血脇委員長 岩田委員。

○岩田委員 もしくは、今回、議案が少ないものですから、総務と都市経済を入れ替えてはどうかとも思っていますけれども、どうでしょうか。もし29日を最終日とするならば、総務と都市経済を入れ替えるということも、一つ考えられるのではないのでしょうか。

○血脇委員長 岩田委員が今、意見を述べられたのは、今回の議案の中で、都市経済については補正予算のみの議案。その他の一般の議案がないという部分も含めての御発言なのかなと思うのですが。

岩田委員。

○岩田委員 もちろん、そうです。でも、できることなら、1日休会日を設けたほうがよ

りいいと思いますけれども、もし日程的に厳しいのであれば、そういう方法もあるのかと思います。できれば、私は休会日を設けてもらいたいと思います。

○血協委員長 皆さん、岩田委員のほうから、日程の調整が可能であれば、休会日を設けていただきたいと、日程の調整が厳しいようであれば、都市経済と総務の日程を変更するということ。

石井事務局長。

○石井議会事務局長 30日が、もう既に印西環境の予定とかち合っておりますので、もう1日延ばすとすれば、7月1日閉会という形であれば、もう1日設けることは可能になります。

○血協委員長 皆さん、御意見いかがでしょうか。

古澤委員。

○古澤委員 岩田委員、休会日を設ける必要性をもう一度説明していただけますか。よく分かりませんでした。

○血協委員長 岩田委員。

○岩田委員 普通であれば、今日が議案書をもらって議運、全協ですね。1週間置いて議会開会が始まるわけです。その間に十分、1週間の間に、いろいろ議案検討ができるわけですね。ところが、今回は、6月7日の開会日に新しい常任委員会、自分の常任委員がどこに所属されるかが決まるわけです。そうしますと、時間的に一般質問が始まって、総括があつて、すぐに常任委員会となると、なかなか議案の審査といいますか、調べたりとか、あるいは、場合によっては資料請求等もある場合、じっくり審査ができないと。であるならば、中1日、あるいは、もし7月1日であれば、ちょうど土日がありますので、2日間といいますか、常任委員会を例えば21日の月曜日から3日続けてやるというのも一つかなと思っていますので、最初に戻りますけれども、新しい自分の常任委員会の所属が6月7日に決まるということなので、普通よりも1週間、日にちが短くなるということで、休会日を設けたらどうかということですよ。

○血協委員長 皆さん、御意見いかがでしょうか。

古澤委員。

○古澤委員 議案が少ないということが、まず一つありますね。今、岩田委員がおっしゃったように、初日は人事案件とかいろいろ入ってきて、結構詰まっているということですよ。少ないし、自分の常任委員会以外のものでも、皆さん調べていると思うのですよね。だから、議運が終わって7日までの日にちの使い方というのは、今までと変わらないのではないかと。ただ、自分の常任委員会が決まっていないという点が違いますけれども、私は休会日を設けなくてもいいと思います。

○血協委員長 日程的な関係等もございますので、事務局のほうも、いろいろ考えながら日程を作成されたわけですから、ほかに皆様から御意見ございますでしょうか。

石井委員。

○石井委員 先ほど、私、常任委員会の委員長として、議運に出る前に、この日程をさらっと見て、大丈夫だろうなど。議案が少ないから。私は単純に、議案が少ないから大丈夫だろうなどというふうに感じましたが、今、岩田委員のお話伺っていると、確かに7日の午後まで、自分がどこの常任委員会になるか分からないのですよね。議案はこれだけ頂いていますけれども、いざ自分の常任委員会が決まってから、本腰入れて調べようということになると、確かに私も一般質問が今回、一番最後なものですから、一般質問が15日に終わってからとなると、本当に時間がないなというのは感じます。

可能であれば、最終日が6月29日となっていますけれども、これが7月1日になっても、できれば休会が1日あったほうが、今回は初めて常任委員会が分かるというのが、6月7日の午後になっちゃうというのを考えると、確かに休会が1日あったほうがいいなというふうに今思っています。皆さんがどういうふうに考えるかなのですけれども。

○血協委員長 石井事務局長。

○石井議会事務局長 先ほど委員会のお話が出ましたけれども、確かに今回、都市経済常任委員会は、現状では補正予算1件のみが付託される予定でございますので、そういった点で、委員会の時間的には、都市経済が比較的早く終わる可能性があります。そういった中で、例えば17日と21日、総務と都市経済を入れ替えてということは可能でございます。

以上です。

○血協委員長 今、事務局のほうから、総務の常任委員会と都市経済の常任委員会の日程を入れ替えることは可能だということで、休会というのは、非常に厳しいような状況なのかなと思うのですが。岩田委員、先ほど岩田委員のほうからあったように、都市経済と総務の常任委員会を入れ替えるというような形にして、今定例会の日程というような。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 それも一つの案として示したので、私は、できれば休会日を設けたほうがいいと思います。ただそれが難しいのであれば、入替えも一つの方法だということをお願いしたのです。

以上です。

○血協委員長 柴田副委員長。

○柴田委員 7月1日最終日にすると、何か執行部のほうの不都合とかあるのですか。

○血協委員長 石井事務局長。

○石井議会事務局長 今のところ、そのようなことは聞いておりません。

○血協委員長 古澤委員。

○古澤委員 審議の内容ではなく日程の事務的なことなので、皆さんに意見をお聞きして、大勢で決めたらどうですか。

○血協委員長 今、皆さんから意見を聞いているところなのですけれども。

皆さん、御意見いかがでしょうか。

柴田副委員長。

○柴田委員 会議日程をとにかく短くするというのが本旨ではなく、きちっと議案の審議ができるかどうかというための日程を調整するというのであれば、1日延ばして、休会日を17日かなんかを休会日にするとか、そういうことのほうで考えたほうがいいのではないかなと思います。

○血脇委員長 石井委員。

○石井委員 何度も申し訳ないのですが、私も今、思い出したのは、3月議会のことを思い出したのですけれども。3月議会のときにも、議会の会期日程が予算をやりながらで、休会日が全然なくて、毎日役所に詰めて、朝から晩まで勉強して、みんなへとへとになりながら、帰りエレベーターで、何でこんな忙しいだっけなんて話した記憶があるのですね。途中で休会日があるほうが、勉強する時間があるというか、議案についてしっかり学べるなどというのは、確かに3月議会のときに、すごく反省した記憶があります。

以上です。

○血脇委員長 それでは、時間も経過していますので、ここで休憩をさせていただきます。再開は11時ちょうどといたします。

(01:04:27~01:13:27)

○血脇委員長 定刻となりましたので、会議を再開いたします。

石井事務局長。

○石井議会事務局長 今、執行部のほうと調整をしてきたのですが、まず会期を1日、7月1日まで延ばすというところを確認したところですが、既に教育長、また部長クラスが予定等を入れちゃっている関係がございまして、1日に延ばすのは、難しい状況になっております。

執行部のほうで今、話をした限りですと、もし可能であれば、17日の総務と都市経済を入れ替える形で対応できれば一番ありがたいということは申しておりました。

現状は、以上のとおりでございます。

○血脇委員長 今、事務局長のほうから現状を調べていただいて、御説明いただいたところですが、皆さんから御意見を願いたいと思います。

田中委員。

○田中委員 そういうことであれば、致し方ないのかなと思っています。それで総務と都市経済、これの入替え、そこでお昼前から少し時間が空くと。それと併せて、さっき石井委員がおっしゃったように、今後の課題としてもらえればいいのかなと思います。

○血脇委員長 古澤委員。

○古澤委員 私も入替えの案に賛成です。ただ、ここで今、定例会の運営の仕方をコロナ禍でどうするかという縛りがまだかかっていると思うのですね。今回、一般質問たくさん

出ましたけれども、時間を40分に短縮するとか、その辺のところがある中で、今後も縛りがある限りは、その条件も考えたほうがいいかなと思っております。

以上です。

○血協委員長 総務企画常任委員会と都市経済常任委員会のこの案を入れ替えて、田中委員のほうから、この件については、今後の課題として検討をしたほうがいいのではないかなというような御意見を頂いたわけです。

柴田副委員長。

○柴田委員 確認ですけれども、一般質問2日続いたら、2日間休会日というふうに。1日休会日だった、2日間休会日でしたっけ。

○柴田委員 1日でいいのですよね。だから、6月14日を一般質問を繰り上げるという話もさっき出ていたかと思うのですけれども、それはなしですか。

○血協委員長 石井事務局長。

○石井議会事務局長 そこについても、お話ししたところなのですが、総括質疑等の調整の関係もございますので、執行部といたしましては、総務と都市経済入替えて対応できればありがたいというお話でした。

以上です。

○血協委員長 それでは、田中委員、それから古澤委員のほうからもありましたけれども、この日程（案）のところの中で、17日と21日の総務と都市経済を入れ替えて、今定例会は日程とするというようなことで、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○血協委員長 それでは、さよう決定させていただき、先ほど田中委員のほうからもありました。岩田委員のほうからの意見もありました。1日空けるというようなところを今後の課題として、議会運営委員会で検討していくということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○血協委員長 それでは、さよう決定させていただきました。

それでは、会期日程（案）、議事日程（案）について、ほかに質疑等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○血協委員長 それでは、会期日程（案）及び議事日程（案）については、先ほど申したとおり、この案のところの総務、都市経済を入れ替えるということ、それと議事日程（案）については、このとおり進めていくということで、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○血協委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することといたします。

それでは、この議題の1を終わります。続きまして、議題の2、その他についてを議

題といたします。

委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○血脇委員長 次に、議長からありましたら、お願いいたします。

○長谷川議長 ございません。

○血脇委員長 事務局からありましたら、お願いをいたします。

石井事務局長。

○石井議会事務局長 それでは、何点かお話をさせていただきます。

まず、タブレットに関する予算でございます。今補正予算に議会費補正額327万9,000円という形で予算措置がされております。内容につきましては、iPad Air 24台、アップルペンシル24本を購入する備品購入費、またタブレットの初期設定を行う委託料、そして端末管理アプリを使用する使用料という形で327万9,000円の計上となっております。

そして、iPad Airにつきましては、執行部と協議をさせていただきまして、まず64ギガを想定していたところですが、256ギガのものに変更となりました。そして、通信機能については、Wi-Fiプラスセルラーモデルという形で、機種をセルラーへ移行することが可能な機種を購入することになりました。

しかしながら、今回の補正予算の中には、通信料は計上しておりません。当面Wi-Fiのみで対応していただく形になりますが、状況を見まして通信契約に切り替えることが可能となりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

議会費につきまして、補正につきましては以上となります。

次に、議場へのパソコンの持込みについてになります。6月定例会より持込みが可能となりまして、この土日に議場・委員会室のWi-Fiの工事が完了しまして、今この時間に業者のほうで接続のテストを行っております。先日、皆様には、MACアドレス等を提出していただきまして、登録していただいたところでございますが、今、動作確認をしていることもございますが、初日までに議員の皆様が実際使えるかどうか、持ち込んで確認していただくような時間を考えておりますので、検査等が終わりましたら追って連絡をさせていただきたいと思ひます。

そして、議案データの配付についてです。議案のデータについては、配付する時期を開会後という形で、議運のほうで決定していただきました。開会日に議員の皆様へメールにてお知らせをする形で、各自でダウンロードをしていただく形を取りたいと思ひますが、このメールをするタイミングが、会議時間中は今回、事務的に難しいところがございますので、大変恐縮ですが、初日閉会後にメールをさせていただくということで御理解をいただければと思ひます。

以上でございます。

○血脇委員長 ただいま事務局のほうから、タブレット、それから議場へのタブレット等

の持込みについて、近況報告がされたところでございます。

ただいまの事務局長の説明について、何か補足の説明を求めたい方いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○血脇委員長 それでは、ほかに、事務局よろしいですか。

○石井議会事務局長 はい。

○血脇委員長 ほかにないようですので、これで議題を全て終了いたします。よって、第18回議会運営委員会を閉会いたします。

慎重なる御審議を賜り、ありがとうございました。お疲れさまでした。